

エネルギー・環境分野における革新的技術の国際共同研究開発に関する
業務委託契約特別約款

2023年1月12日制定

2025年5月12日改正

(甲の解除権)

第1条 業務委託契約約款（以下「原約款」という。）第37条第1項に次の1号を追加する。

六 乙が、甲が公募時等に提示する応募要件を満たさなくなったとき。

附 則

この特別約款は、2023年1月12日から施行する。

附 則

1. この特別約款は、2025年5月12日から施行し適用する。
2. ただし、改正前の第2条の規定に対する改正は、2025年4月1日以降に締結した契約（変更契約を含む。）から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。